

令和 7 年 4 月 農業委員会総会議事録

令和7年4月24日午後3時00分、令和7年4月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メエラ」に招集する。

出席委員 26 名

1 番	平井 秀樹	委員	2 番	三上 浩太	委員	3 番	佐藤 修司	委員
4 番	前田 優考	委員	5 番	福士 章逸	委員	6 番	金田 公隆	委員
7 番	工藤 堅	委員	8 番	對馬 雅之	委員	9 番	藤田 善明	委員
10 番	小林 政貴	委員	11 番	木村 芳文	委員	12 番	町田 高司	委員
13 番	戸澤 幸彦	委員	14 番	石岡 人志	委員	15 番	田村眞裕美	委員
16 番	岩谷 裕子	委員	17 番	成田 毅	委員	18 番	小田切 葵	委員
19 番	兜森 弘義	委員	20 番	高橋 貴志	委員	21 番	小田桐武志	委員
22 番	種澤 達也	委員	23 番	嶋口 千速	委員	24 番	石岡千鶴子	委員
25 番	小嶋 勇成	委員	26 番	川村 陽彦	委員			

欠席委員 0 名

出席事務局 9 名

事務局次長	相馬 隆範	事務局次長補佐	伊藤 靖記
事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ	事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子
事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔	事務局総務係主幹	石田 剛
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室長	田澤 千佳

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 76 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第 77 号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 16 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

事務局次長	会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 7 年 4 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田優考会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告】
事務局次長	それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よりをお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。5 番福士章逸委員、6 番金田公隆委員、7 番工藤堅委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の 曾根奈美子 主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。 議案第 76 号を議題といたします。議案第 76 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	1 ページをお開き願います。議案第 76 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 9,906 m ² 、畑 14 件 42,591.79 m ² 、合計 17 件 52,497.79 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 19 件 99,136 m ² 、畑 19 件 136,886 m ² 、合計 38 件 236,022 m ² であります。3 ページをお開き願います。今回の議案から、農地法第 3 条の許可要件に、法令順守の状況確認が追加になったことから、タイトルの農地法第 3 条第 2 項関係に法令順守の状況（1 号）が追加になっております。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 4 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小田桐武志副委員長、平井秀樹委員、三上浩太委員、それに私、兜森であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 10 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、幼少期から野菜、りんご栽培の一連の作業に携わっていましたが、今後は自身で自家消費用の野菜を栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用のじゃがいもやトマトを栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。9 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番について申し上げます。借受人は、これまで農作業経験はありませんでしたが、祖父母が農家で、幼いころから農作業をしている姿を見てきており、主たる耕作者である祖父が高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は祖父の指導の下、りんごを栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断しました。11 ページをお開きください。使用

調査委員長	収益権関係、受付番号 7 番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、幼少期からりんご栽培の一連の作業に携わっておりますが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、りんごを栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断しました。使用収益権関係、受付番号 8 番について申し上げます。借受人は、自然栽培を教えてくれる教室に通い、10 年以上前から、家庭菜園で雑穀やさつまいもを栽培しておりましたが、本格的に農業に取り組みたいと思っていたところ、知人より農地を借りる見通しがたったので、本申請に至ったと申し述べておりました。なお、無農薬での栽培ですが、周辺は樹園地、山林のため周辺の農地に影響はありません。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用の雑穀やさつまいもを栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 23 番について申し上げます。借受人は、会社役員として就労するかたわら、義理の父のりんご栽培を 22 年間手伝っておりましたが、主たる耕作者である義理の父が高齢となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は義理の父の指導の下、りんご栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (石岡人志委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 17 ページ、使用収益権関係、受付番号 25 番から 27 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	使用収益権関係、受付番号 25 番から 27 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 76 号のうち、使用収益権関係、受付番号 25 番から 27 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。 (石岡人志委員着席)
議 長	それでは、使用収益権関係、受付番号 25 番から 27 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	使用収益権関係、受付番号 25 番から 27 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 76 号のうち、使用収益権関係、受付番号 25 番から 27 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 77 号を議題といたします。議案第 77 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	25 ページをお開き願います。議案第 77 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 6 件 25,944 ㎡、畑 1 件 2,533 ㎡、合計 7 件 28,477 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	27 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番から 30 ページ受付番号 7 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであります。受付番号 3 番から、受付番号 7 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 77 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 77 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 77 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。報告第 15 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 90,885 ㎡、畑 12 件 67,101 ㎡、合計 19 件 157,986 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、33 ページから 35 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 15 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 16 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報

議 長 告を求めます。

事務局次長 37 ページをお開き願います。報告第 16 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 51 件 219,373 ㎡、畑 1 件 4,042 ㎡、合計 52 件 223,415 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、39 ページから 44 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長 報告第 16 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

〔議事終了 15 時 22 分〕